

安住地区
D-21-3 安住地区下水道冠水対策事業
◆D-21-2-1 下水道冠水対策検討事業

D-1-2 道路事業(市街地相互の接続道路) : (国)398号(御前浜)

D-1-4 道路事業(市街地相互の接続道路) : (一)出島線(寺間)

D-1-10 道路事業(市街地相互の接続道路) : (主)女川牡鹿線(高白)

D-1-12 道路事業(市街地相互の接続道路) : 浦宿猪落線

D-1-3 道路事業(市街地相互の接続道路) : (主)女川牡鹿線(飯子浜)

<<農林水産省分>>

- C-5-1~15 漁業集落防災機能強化事業
【指ヶ浜、御前浜、尾浦、竹浦、桐ヶ崎、高白浜、横浦、大石原浜、野々浜、飯子浜、塚浜、小屋取、出島、寺間】
- C-6-1~4 漁港施設機能強化事業
【指ヶ浜、御前浜、尾浦、竹浦、桐ヶ崎、野々浜、塚浜、小屋取、出島、寺間、江島】
- C-7-2 水産業共同利用施設復興整備測量調査計画事業
【竹浦、桐ヶ崎、横浦、飯子浜、塚浜】

<<国土交通省分>>

- D-1-6~9 道路事業(市街地相互の接続道路)
【竹浦、横浦、飯子浜、塚浜】
- D-4-1, 3~16 災害公営住宅整備事業
【指ヶ浜、御前浜、尾浦、竹浦、桐ヶ崎、高白浜、横浦、大石原浜、野々浜、塚浜、小屋取、出島、寺間】
◆D-4-10-1, 11-1, 15-1
災害公営住宅整備事業に係る駐車場整備事業
【大石原浜、野々浜、出島】
- D-23-1~10, 12~24 防災集団移転促進事業
【指ヶ浜、御前浜、尾浦、竹浦、桐ヶ崎、高白浜、横浦、大石原浜、野々浜、飯子浜、塚浜、出島、寺間】
◆D-23-17-1 防災集団移転促進事業ストックヤード整備事業
【御前浜、野々浜】

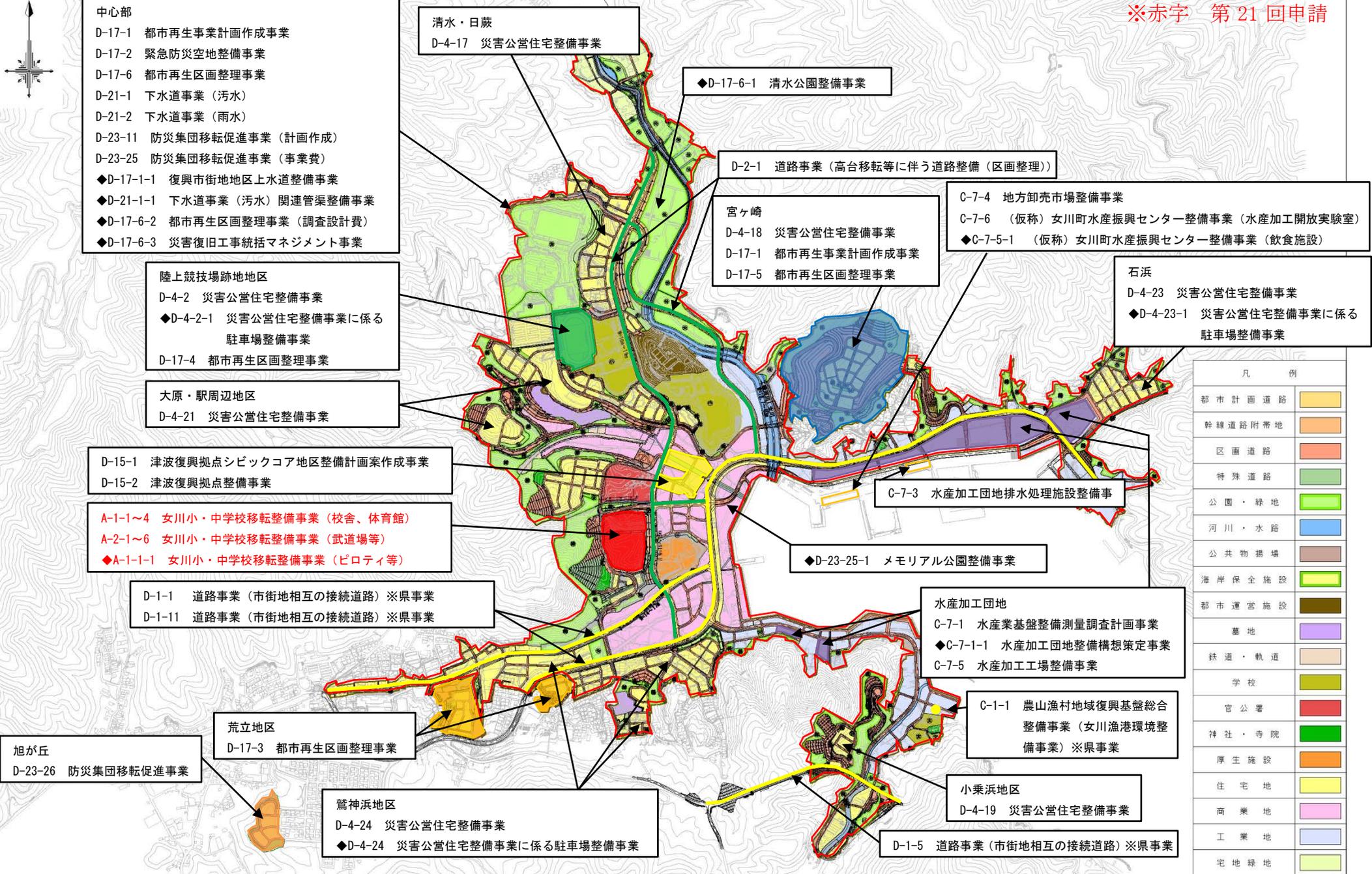
<<町内全域>>

- A-4-1 埋蔵文化財発掘調査事業(町、県事業)
- D-5-1 災害公営住宅家賃低廉化事業
- D-6-1 東日本大震災特別家賃低減事業
- D-13-1 がけ地近接等危険住宅移転事業
- D-20-1 復興まちづくり計画策定事業
- D-20-2 住民等のまちづくり活動支援事業
- D-20-3 復興まちづくり支援防災情報通信ネットワーク整備事業



女川町 復興交付金事業箇所図 (中心部)

※赤字 第21回申請



- 中心部
- D-17-1 都市再生事業計画作成事業
 - D-17-2 緊急防災空地整備事業
 - D-17-6 都市再生区画整理事業
 - D-21-1 下水道事業 (污水)
 - D-21-2 下水道事業 (雨水)
 - D-23-11 防災集団移転促進事業 (計画作成)
 - D-23-25 防災集団移転促進事業 (事業費)
 - ◆D-17-1-1 復興市街地地区上水道整備事業
 - ◆D-21-1-1 下水道事業 (污水) 関連管渠整備事業
 - ◆D-17-6-2 都市再生区画整理事業 (調査設計費)
 - ◆D-17-6-3 災害復旧工事統括マネジメント事業

- 陸上競技場跡地地区
- D-4-2 災害公営住宅整備事業
 - ◆D-4-2-1 災害公営住宅整備事業に係る駐車場整備事業
 - D-17-4 都市再生区画整理事業

- 大原・駅周辺地区
- D-4-21 災害公営住宅整備事業

- D-15-1 津波復興拠点シビックコア地区整備計画案作成事業
- D-15-2 津波復興拠点整備事業

- A-1-1~4 女川小・中学校移転整備事業 (校舎、体育館)
- A-2-1~6 女川小・中学校移転整備事業 (武道場等)
- ◆A-1-1-1 女川小・中学校移転整備事業 (ピロティ等)

- D-1-1 道路事業 (市街地相互の接続道路) ※県事業
- D-1-11 道路事業 (市街地相互の接続道路) ※県事業

- 旭が丘
- D-23-26 防災集団移転促進事業

- 荒立地区
- D-17-3 都市再生区画整理事業

- 鷺神浜地区
- D-4-24 災害公営住宅整備事業
 - ◆D-4-24 災害公営住宅整備事業に係る駐車場整備事業

- 清水・日蔭
- D-4-17 災害公営住宅整備事業

- ◆D-17-6-1 清水公園整備事業

- D-2-1 道路事業 (高台移転等に伴う道路整備 (区画整理))

- 宮ヶ崎
- D-4-18 災害公営住宅整備事業
 - D-17-1 都市再生事業計画作成事業
 - D-17-5 都市再生区画整理事業

- C-7-4 地方卸売市場整備事業
- C-7-6 (仮称) 女川町水産振興センター整備事業 (水産加工開放実験室)
- ◆C-7-5-1 (仮称) 女川町水産振興センター整備事業 (飲食施設)

- 石浜
- D-4-23 災害公営住宅整備事業
 - ◆D-4-23-1 災害公営住宅整備事業に係る駐車場整備事業

- C-7-3 水産加工団地排水処理施設整備事業

- ◆D-23-25-1 メモリアル公園整備事業

- 水産加工団地
- C-7-1 水産業基盤整備測量調査計画事業
 - ◆C-7-1-1 水産加工団地整備構想策定事業
 - C-7-5 水産加工工場整備事業

- C-1-1 農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (女川漁港環境整備事業) ※県事業

- 小乗浜地区
- D-4-19 災害公営住宅整備事業

- D-1-5 道路事業 (市街地相互の接続道路) ※県事業

凡 例	
都市計画道路	
幹線道路附帯地	
区画道路	
特殊道路	
公園・緑地	
河川・水路	
公共物揚場	
海岸保全施設	
都市運営施設	
墓地	
鉄道・軌道	
学校	
官公署	
神社・寺院	
厚生施設	
住宅地	
商業地	
工業地	
宅地緑地	

(様式1-2)

女川町

復興交付金事業計画 復興交付金事業等

基金設置の時期: 平成24年3月23日 設置の有無: 有

平成30年6月時点 (単位:千円)

Table with columns: No., 事業番号(注1), 事業名(注2), 地区名施設名, 交付団体, 事業実施主体, 直接/間接, 総交付対象事業費(注3), うち、特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額, うち、特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額を減じた額, 各年度の交付対象事業費(注4) (平成23年度 to 平成32年度), 事業間流動額, 全体事業費(注5), うち、特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額, うち、特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額を減じた額, 全体事業期間(注6), 備考(注7).

(様式1-2)

女川町

復興交付金事業計画 復興交付金事業等

基金設置の時期: 平成24年3月23日 設置の有無: 有

平成30年6月時点 (単位:千円)

Table with columns: No., 事業番号(注1), 事業名(注2), 地区名施設名, 交付団体, 事業実施主体, 直接/間接, 総交付対象事業費(注3), うち、特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額, うち、特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額を減じた額, 各年度の交付対象事業費(注4) (平成23年度 to 平成32年度), 事業間流動額, 全体事業費(注5), うち、特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額, うち、特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額を減じた額, 全体事業期間(注6), 備考(注7).

基金設置の時期: 平成24年3月23日 設置の有無: 有

平成30年6月時点

Table with columns: No., 事業番号(注1), 事業名(注2), 地区名施設名, 交付団体, 事業実施主体, 直接/間接, 総交付対象事業費(注3), うち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額, うち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額, 各年度の交付対象事業費(注4) (平成23年度 to 平成32年度), 事業間流動額, 全体事業費(注5), うち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額, うち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額, 全体事業期間(注6), 備考(注7).

(様式1-2)

女川町

復興交付金事業計画 復興交付金事業等

基金設置の時期: 平成24年3月23日 設置の有無: 有

平成30年6月時点 (単位:千円)

Table with columns: No., 事業番号(注1), 事業名(注2), 地区名施設名, 交付団体, 事業実施主体, 直接/間接, 総交付対象事業費(注3), うち、特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額, うち、特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額を減じた額, 各年度の交付対象事業費(注4) (平成23年度 to 平成32年度), 事業間流動額, 全体事業費(注5), うち、特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額, うち、特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額を減じた額, 全体事業期間(注6), 備考(注7).

(様式1-2)

女川町

復興交付金事業計画 復興交付金事業等

基金設置の時期: 平成24年3月23日 設置の有無: 有

平成30年6月時点 (単位:千円)

Table with columns: No., 事業番号(注1), 事業名(注2), 地区名施設名, 交付団体, 事業実施主体, 直接/間接, 総交付対象事業費(注3), うち、特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額, うち、特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額を減じた額, 各年度の交付対象事業費(注4) (平成23年度-平成32年度), 事業間流動額, 全体事業費(注5), うち、特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額, うち、特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額を減じた額, 全体事業期間(注6), 備考(注7).

女川町

復興交付金事業計画 復興交付金事業等

基金設置の時期: 平成24年3月23日 設置の有無: 有

平成30年6月時点 (単位:千円)

Table with columns: No., 事業番号(注1), 事業名(注2), 地区名施設名, 交付団体, 事業実施主体, 直接/間接, 総交付対象事業費(注3), うち、特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額, うち、特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額を減じた額, 各年度の交付対象事業費(注4) (平成23年度 to 平成32年度), 事業間流動額, 全体事業費(注5), うち、特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額, うち、特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額を減じた額, 全体事業期間(注6), 備考(注7).

(様式1-2)

女川町

復興交付金事業計画 復興交付金事業等

基金設置の時期: 平成24年3月23日 設置の有無: 有

平成30年6月時点 (単位:千円)

Table with columns: No., 事業番号(注1), 事業名(注2), 地区名施設名, 交付団体, 事業実施主体, 直接/間接, 総交付対象事業費(注3), うち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額, うち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額, 各年度の交付対象事業費(注4) (平成23年度 to 平成32年度), 事業間流動額, 全体事業費(注5), うち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額, うち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額, 全体事業期間(注6), 備考(注7).

(様式1-2)

女川町

復興交付金事業計画 復興交付金事業等

基金設置の時期: 平成24年3月23日 設置の有無: 有

平成30年6月時点

Table with columns: No., 事業番号(注1), 事業名(注2), 地区名施設名, 交付団体, 事業実施主体, 直接/間接, 総交付対象事業費(注3), うち、特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額, うち、特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額を減じた額, 各年度の交付対象事業費(注4) (平成23年度-平成32年度), 事業間流動額, 全体事業費(注5), うち、特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額, うち、特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額を減じた額, 全体事業期間(注6), 備考(注7).

Summary table with columns: 都道県名, 宮城県, 担当部局名, 復興推進課復興調整係, 担当者氏名, 係長 佐藤 拓也, 市町村名, 女川町, 電話番号, 0225-54-3131, メールアドレス, fukko3@town.onagawa.miyagi.jp

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」, 効果促進事業等については、「(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(様式1-2)

女川町

復興交付金事業計画 復興交付金事業等

基金設置の時期: 平成24年3月23日 設置の有無: 有

平成30年6月時点

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	総交付対象 事業費 (注3)	各年度の交付対象事業費 (注4)								事業間流用 額	全体事業費 (注5)	うち、特定市 町村又は特 定都道県以 外の者が負 担する額		うち、特定市 町村又は特 定都道県以 外の者が負 担する額を減 じた額	全体事業 期間 (注6)	備 考(注7)
								平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度			平成31年度	平成32年度			

(注3)「総交付対象事業費」、「各年度の交付対象事業費」、「事業間流用額」欄の上段()書きは、前回までに配分された額等を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。

(注4)「各年度の交付対象事業費」欄の中段の計数は、様式1-4の「交付対象事業費(b)」欄と必ず一致させること。

(注5)「全体事業費」は、「全体事業期間」を通じての全ての事業費を記載する。なお、事業間流用を行った場合は必ず流用後の全体事業費を記載する。

(注6)「全体事業期間」は、平成32年度までの事業期間を記載をする。

(注7)年度間調整又は事業間流用を行った場合には、「事業間流用額」欄には流用額を、「備考」欄には年度間調整又は事業間流用を行った旨、その時期及び額を記載する。なお事業間流用を行う場合には、流用する(流用される)事業名も合わせて記載し、必ず様式3との整合を図ること。

(注8)担当者氏名等は県及び市町村の担当者を並べて記載する。

(様式 1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (女川町交付分) 個票

平成 30 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	1	事業名	埋蔵文化財発掘調査事業	事業番号	A-4-1
交付団体	女川町	事業実施主体 (直接/間接)	女川町 (直接)		
総交付対象事業費	4,000 (千円)	全体事業費	0 (千円)		
事業概要					
<p>本事業は、町内にある「埋蔵文化財包蔵地」にかかる個人住宅などの建設する場合に確認調査・発掘調査を行うもの。</p> <p>・宮城県と女川町の役割については、震災にかかる「個人住宅・零細企業・中小企業」の事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査については、女川町が分担。</p> <p>本事業では 4,000 千円 (国費 : 3,000 千円) の配分を受けていたが、事業を廃止したことにより、4,000 千円 (国費 : 3,000 千円) を他事業に充当するものである。</p> <p>(事業間流用による経費の変更) 平成 30 年 5 月 10 日 事業廃止により、4,000 千円 (国費 : H23 予算 3,000 千円) を A-1-1 女川小・中学校移転整備事業 (小学校校舎) に流用。これにより、交付対象事業費は 0 円に減額。</p>					
当面の事業概要					
<平成 24 年度>発掘調査事業					
東日本大震災の被害との関係					
<p>津波により、家屋の約 7 割が全壊・半壊・流失したため、平地の少ない本町にとっては、「埋蔵文化財包蔵地」内に新築する場合の調査が必要。</p> <p>住宅高台移転候補地以外の個人住宅建設や中小・零細企業の移転に伴う埋蔵文化財包蔵地との係わりについての調査。</p> <p>上記事業にかかる発掘調査等を迅速に行うことにより、事業者負担を軽減できるとともに、町内の早期復興を推進するものである。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等（女川町交付分）個票

平成30年6月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	125	事業名	女川小・中学校移転整備事業（小学校校舎）	事業番号	A-1-1
交付団体		女川町	事業実施主体（直接/間接）	女川町（直接）	
総交付対象事業費		695,173（千円）	全体事業費	1,347,554（千円）	
事業概要					
<p>復興を通じて人口減少下であっても持続可能な町を実現しようとする本町の復興事業の象徴として、新たなコミュニティ形成を確実なものにするため、町の中心（町の「へそ」）である堀切山地区に「町の核」となる小・中学校を移転して配置するものである。</p> <p>この事業により、地域の融和と児童生徒の徒歩通学を可能としながら、コンパクトシティの具現化が図られる。</p> <p>なお、移転して整備する学校施設は小・中学校合築の一貫校として、児童生徒の教育環境向上に資するものとする。</p> <p>本事業（A-1-1）では小学校校舎の整備を行うものとするが、並行して複数の事業（A-1-1～A-1-4事業で小中学校の校舎及び、体育館の整備、A-2-1～A-2-6で武道場、給食調理場の整備等、◆A-1-1-1事業でピロティ等の整備）を実施することで、新しい女川小・中学校を完成させる。</p> <p>今回、児童数の減による補助対象面積の減（3,790㎡→3,512㎡）はあるが、それ以上に実勢価格の上昇による単価の増（332,600円/㎡→383,700円/㎡）が影響したことで、全体事業費を増額する。</p> <p>また、第16回申請までに48,194千円（事務費加算を含む国費36,145千円）の配分を受けているが、今回、平成30年度に新たに必要となる事業費646,979千円（事務費加算を含む国費490,086千円）のうち4,000千円（国費3,000千円）を他事業の執行残から充当し、残りの事業費643,018千円（事務費加算を含む国費487,086千円）について申請を行うものである。</p>					
女川町復興計画					
第四章 復興基本計画					
5. 心豊かな人作り（人材育成）安心・安全な学校教育の確保					
①学校施設の復旧・再建					
・ 新たな土地利用の検討においては、小中学校配置計画・施設整備を併せて検討し、安心して就学できる環境を整備します。					
⑤学校教育の展開の推進					
・ 小中学校教育の有機的連携推進と高及び大へ展開を検討します。					
<p>（事業間流用による経費の変更）平成30年5月10日</p> <p>他事業の執行残を本事業に充当するため、A-4-1埋蔵文化財発掘調査事業から4,000千円（国費:H23予算3,000千円）を流用。これにより、交付対象事業費は、695,173千円（国費:526,231千円）に増額。</p> <p>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p>					
当面の事業概要					
＜平成30～32年度＞					
学校用地の引き渡しを受けた後に、本工事を行う。なお、工事にあたり施工監理を委託する。					
※平成29年度から基本設計、実施設計を行っている。					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災前、町内には小学校3校（女川第一小、第二小、第四小）と中学校2校（女川第一中、第二中）					

が存在したが、被災により第一小、第四小、第二中での授業が実施できなくなった。

町の大半が壊滅し、仮設校舎建設場所も無い中で、取り急ぎ小学校は校舎の使用が可能であった女川第二小学校校舎に3校共存、中学校は女川第一中学校校舎に2校共存させて授業を再開した。その後、平成25年度に小学校、中学校を暫定的に各1校に統合し、女川第二小学校校舎を女川小学校、女川第一中学校校舎を女川中学校として活用した。

しかしながら、この暫定統合校は町の中心から離れた場所に位置しており、都市計画上も児童・生徒の通学上も適しているとは言えない。そのため、未来に向けた新しい女川のまちづくり及び子供達への教育環境確保のために、町のへそに小・中学校を移転することが必要な状態である。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(参考様式)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等工程表 (平成 29～32 年度)

平成 30 年 6 月現在

※本様式は 1 - 2 ①・②に記載した事業ごとに記載してください。

項目	29 年度				30 年度				31 年度				備考
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	
交付団体	女川町	No.	125	事業番号	A-1-1	事業名	女川小・中学校移転整備事業 (小学校校舎)				事業実施主体	女川町	
用地の造成		切土、整地							土地の引き渡し				都市再生区画整理事業で実施
設計	基本設計、実施設計												
本工事						入札、契約			建設・設備工事				・ H31. 1 着工 ・ H32. 7 完成
									施工監理				

(注) 上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注) 同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注) 平成 24 年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式 1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等（女川町交付分）個票

平成 30 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	126	事業名	女川小・中学校移転整備事業（小学校体育館）		事業番号	A-1-2
交付団体	女川町		事業実施主体（直接/間接）		女川町（直接）	
総交付対象事業費	218,600（千円）		全体事業費		420,708（千円）	
事業概要						
<p>復興を通じて人口減少下であっても持続可能な町を実現しようとする本町の復興事業の象徴として、新たなコミュニティ形成を確実なものにするため、町の中心（町の「へそ」）である堀切山地区に「町の核」となる小・中学校を移転して配置するものである。</p> <p>この事業により、地域の融和と児童生徒の徒歩通学を可能としながら、コンパクトシティの具現化が図られる。</p> <p>なお、移転して整備する学校施設は小・中学校合築の一貫校として、児童生徒の教育環境向上に資するものとする。</p> <p>本事業（A-1-2）では小学校体育館の整備を行うものとするが、並行して複数の事業（A-1-1～A-1-4事業で小中学校の校舎及び、体育館の整備、A-2-1～A-2-6で武道場、給食調理場の整備等、◆A-1-1-1事業でピロティ等の整備）を実施することで、新しい女川小・中学校を完成させる。</p> <p>今回、児童数の減による補助対象面積の減（963㎡→922㎡）に加え、実勢価格の減少による単価の減（490,900円/㎡→456,300円/㎡）となったことで、全体事業費が減となっている。</p> <p>また、第16回申請までに18,076千円（事務費加算を含む国費13,557千円）の配分を受けているが、今回、平成30年度に新たに必要となる事業費200,524千円（事務費加算を含む国費151,896千円）について申請を行うものである。</p>						
女川町復興計画						
第四章 復興基本計画						
5. 心豊かな人作り（人材育成）安心・安全な学校教育の確保						
①学校施設の復旧・再建						
・ 新たな土地利用の検討においては、小中学校配置計画・施設整備を併せて検討し、安心して就学できる環境を整備します。						
⑤学校教育の展開の推進						
・ 小中学校教育の有機的連携推進と高及び大へ展開を検討します。						
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください						
当面の事業概要						
<平成 30～32 年度>						
学校用地の引き渡しを受けた後に、本工事を行う。なお、工事にあたり施工監理を委託する。						
※ 平成29年度から基本設計、実施設計を行っている。						
東日本大震災の被害との関係						
東日本大震災前、町内には小学校3校（女川第一小、第二小、第四小）と中学校2校（女川第一中、第二中）が存在したが、被災により第一小、第四小、第二中での授業が実施できなくなった。						
町の大半が壊滅し、仮設校舎建設場所も無い中で、取り急ぎ小学校は校舎の使用が可能であった女川第二小学校校舎に3校共存、中学校は女川第一中学校校舎に2校共存させて授業を再開した。その後、平成25年度に小学校、中学校を暫定的に各1校に統合し、女川第二小学校校舎を女川小学校、女川第一中学校校舎を女川中学校として活用した。						

しかしながら、この暫定統合校は町の中心から離れた場所に位置しており、都市計画上も児童・生徒の通学上も適しているとは言えない。そのため、未来に向けた新しい女川のまちづくり及び子供達への教育環境確保のために、町のへそに小・中学校を移転することが必要な状態である。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(参考様式)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等工程表 (平成 29~32 年度)

平成 30 年 6 月現在

※本様式は 1-2 ①・②に記載した事業ごとに記載してください。

項目	29 年度				30 年度				31 年度				備考	
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期		
交付団体	女川町	No.	126	事業番号	A-1-2	事業名	女川小・中学校移転整備事業 (小学校体育館)				事業実施主体	女川町		
用地の造成		切土、整地			→				土地の引き渡し				都市再生区画整理事業で実施	
設計	基本設計、実施設計				→									
本工事					→				入札、契約	→				・ H31.1 着工 ・ H32.7 完成
										建設・設備工事				
										→				施工監理

(注) 上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注) 同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注) 平成 24 年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式 1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等（女川町交付分） 個票

平成 30 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	127	事業名	女川小・中学校移転整備事業（中学校校舎）	事業番号	A-1-3
交付団体		女川町	事業実施主体（直接/間接）	女川町（直接）	
総交付対象事業費		636,384（千円）	全体事業費	1,233,057（千円）	
事業概要					
<p>復興を通じて人口減少下であっても持続可能な町を実現しようとする本町の復興事業の象徴として、新たなコミュニティ形成を確実なものにするため、町の中心（町の「へそ」）である堀切山地区に「町の核」となる小・中学校を移転して配置するものである。</p> <p>この事業により、地域の融和と児童生徒の徒歩通学を可能としながら、コンパクトシティの具現化が図られる。</p> <p>なお、移転して整備する学校施設は小・中学校合築の一貫校として、児童生徒の教育環境向上に資するものとする。</p> <p>本事業（A-1-3）では中学校校舎の整備を行うものとするが、並行して複数の事業（A-1-1～A-1-4事業で小中学校の校舎及び、体育館の整備、A-2-1～A-2-6で武道場、給食調理場の整備等、◆A-1-1-1事業でピロティ等の整備）を実施することで、新しい女川小・中学校を完成させる。</p> <p>今回、生徒数の減による補助対象面積の減（3,452㎡→3,358㎡）はあるが、それ以上に実勢価格の上昇による単価の増（332,600円/㎡→367,200円/㎡）が影響したことで、全体事業費を増額する。</p> <p>また、第16回申請までに43,896千円（事務費加算を含む国費32,922千円）の配分を受けているが、今回、平成30年度に新たに必要となる事業費592,488千円（事務費加算を含む国費448,809千円）について申請を行うものである。</p>					
女川町復興計画					
第四章 復興基本計画					
5. 心豊かな人作り（人材育成）安心・安全な学校教育の確保					
①学校施設の復旧・再建					
・ 新たな土地利用の検討においては、小中学校配置計画・施設整備を併せて検討し、安心して就学できる環境を整備します。					
⑤学校教育の展開の推進					
・ 小中学校教育の有機的連携推進と高及び大へ展開を検討します。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 30～32 年度>					
学校用地の引き渡しを受けた後に、本工事を行う。なお、工事にあたり施工監理を委託する。					
※ 平成29年度から基本設計、実施設計を行っている。					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災前、町内には小学校3校（女川第一小、第二小、第四小）と中学校2校（女川第一中、第二中）が存在したが、被災により第一小、第四小、第二中での授業が実施できなくなった。					
町の大半が壊滅し、仮設校舎建設場所も無い中で、取り急ぎ小学校は校舎の使用が可能であった女川第二小学校校舎に3校共存、中学校は女川第一中学校校舎に2校共存させて授業を再開した。その後、平成25年度に小学校、中学校を暫定的に各1校に統合し、女川第二小学校校舎を女川小学校、女川第一中学校校舎を女川中学校として活用した。					

しかしながら、この暫定統合校は町の中心から離れた場所に位置しており、都市計画上も児童・生徒の通学上も適しているとは言えない。そのため、未来に向けた新しい女川のまちづくり及び子供達への教育環境確保のために、町のへそに小・中学校を移転することが必要な状態である。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(参考様式)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等工程表 (平成 29~32 年度)

平成 30 年 6 月現在

※本様式は 1-2 ①・②に記載した事業ごとに記載してください。

項目	29 年度				30 年度				31 年度				備考
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	
交付団体	女川町	No.	127	事業番号	A-1-3	事業名	女川小・中学校移転整備事業 (中学校校舎)				事業実施主体	女川町	
用地の造成		切土、整地							土地の引き渡し				都市再生区画整理事業で実施
設計	基本設計、実施設計												
本工事						入札、契約			建設・設備工事				・ H31.1 着工 ・ H32.7 完成
									施工監理				

(注) 上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注) 同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注) 平成 24 年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式 1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等（女川町交付分）個票

平成 30 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	128	事業名	女川小・中学校移転整備事業（中学校体育館）	事業番号	A-1-4
交付団体	女川町		事業実施主体（直接/間接）	女川町（直接）	
総交付対象事業費	258,096（千円）		全体事業費	495,128（千円）	
事業概要					
<p>復興を通じて人口減少下であっても持続可能な町を実現しようとする本町の復興事業の象徴として、新たなコミュニティ形成を確実なものにするため、町の中心（町の「へそ」）である堀切山地区に「町の核」となる小・中学校を移転して配置するものである。</p> <p>この事業により、地域の融和と児童生徒の徒歩通学を可能としながら、コンパクトシティの具現化が図られる。</p> <p>なお、移転して整備する学校施設は小・中学校合築の一貫校として、児童生徒の教育環境向上に資するものとする。</p> <p>本事業（A-1-4）では中学校体育館の整備を行うものとするが、並行して複数の事業（A-1-1～A-1-4事業で小中学校の校舎及び、体育館の整備、A-2-1～A-2-6で武道場、給食調理場の整備等、◆A-1-1-1事業でピロティ等の整備）を実施することで、新しい女川小・中学校を完成させる。</p> <p>今回、生徒数の減による補助対象面積の減（1,237㎡→1,162㎡）に加え、実勢価格の減少による単価の減（490,900円/㎡→426,100円/㎡）となったことで、全体事業費を減額する。</p> <p>また、第16回申請までに23,220千円（事務費加算を含む国費17,415千円）の配分を受けているが、今回、平成30年度に新たに必要となる事業費234,876千円（事務費加算を含む国費177,918千円）について申請を行うものである。</p>					
女川町復興計画					
第四章 復興基本計画					
5. 心豊かな人作り（人材育成）安心・安全な学校教育の確保					
①学校施設の復旧・再建					
・ 新たな土地利用の検討においては、小中学校配置計画・施設整備を併せて検討し、安心して就学できる環境を整備します。					
⑤学校教育の展開の推進					
・ 小中学校教育の有機的連携推進と高及び大へ展開を検討します。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 30～32 年度>					
学校用地の引き渡しを受けた後に、本工事を行う。なお、工事にあたり施工監理を委託する。					
※ 平成29年度から基本設計、実施設計を行っている。					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災前、町内には小学校3校（女川第一小、第二小、第四小）と中学校2校（女川第一中、第二中）が存在したが、被災により第一小、第四小、第二中での授業が実施できなくなった。					
町の大半が壊滅し、仮設校舎建設場所も無い中で、取り急ぎ小学校は校舎の使用が可能であった女川第二小学校校舎に3校共存、中学校は女川第一中学校校舎に2校共存させて授業を再開した。その後、平成25年度に小学校、中学校を暫定的に各1校に統合し、女川第二小学校校舎を女川小学校、女川第一中学校校舎を女川中学校として活用した。					

しかしながら、この暫定統合校は町の中心から離れた場所に位置しており、都市計画上も児童・生徒の通学上も適しているとは言えない。そのため、未来に向けた新しい女川のまちづくり及び子供達への教育環境確保のために、町のへそに小・中学校を移転することが必要な状態である。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(参考様式)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等工程表 (平成 29~32 年度)

平成 30 年 6 月現在

※本様式は 1-2 ①・②に記載した事業ごとに記載してください。

項目	29 年度				30 年度				31 年度				備考	
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期		
交付団体	女川町	No.	128	事業番号	A-1-4	事業名	女川小・中学校移転整備事業 (中学校体育館)				事業実施主体	女川町		
用地の造成		切土、整地			→				土地の引き渡し				都市再生区画整理事業で実施	
設計	基本設計、実施設計				→									
本工事					→				入札、契約	建設・設備工事				・ H31.1 着工 ・ H32.7 完成
					→					施工監理				

(注) 上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注) 同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注) 平成 24 年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式 1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等（女川町交付分）個票

平成 30 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	129	事業名	女川小・中学校移転整備事業（中学校武道場）	事業番号	A-2-1
交付団体	女川町	事業実施主体（直接/間接）	女川町（直接）		
総交付対象事業費	33,916（千円）	全体事業費	63,400（千円）		
事業概要					
<p>復興を通じて人口減少下であっても持続可能な町を実現しようとする本町の復興事業の象徴として、新たなコミュニティ形成を確実なものにするため、町の中心（町の「へそ」）である堀切山地区に「町の核」となる小・中学校を移転して配置するものである。</p> <p>この事業により、地域の融和と児童生徒の徒歩通学を可能としながら、コンパクトシティの具現化が図られる。</p> <p>なお、移転して整備する学校施設は小・中学校合築の一貫校として、児童生徒の教育環境向上に資するものとする。</p> <p>本事業（A-2-1）では、中学校武道場（柔道場）の整備を行い、体育（武道）の授業や部活動で使用するものとするが、並行して複数の事業（A-1-1～A-1-4事業で小中学校の校舎及び、体育館の整備、A-2-1～A-2-6で武道場、給食調理場の整備等、◆A-1-1-1事業でピロティ等の整備）を実施することで、新しい女川小・中学校を完成させる。</p> <p>※ 予定規模：柔道場本体：255㎡、更衣室・トイレ等：64㎡ 計：319㎡</p> <p>今回、実勢価格の減少による単価の減（485,100円/㎡→253,600円/㎡）となったことで、全体事業費を減額する。</p> <p>また、第16回申請までに4,606千円（事務費加算を含む国費3,075千円）の配分を受けているが、今回、平成30年度に新たに必要となる事業費29,310千円（事務費加算を含む国費19,703千円）について申請を行うものである。</p>					
女川町復興計画					
第四章 復興基本計画					
5. 心豊かな人作り（人材育成）安心・安全な学校教育の確保					
①学校施設の復旧・再建					
・ 新たな土地利用の検討においては、小中学校配置計画・施設整備を併せて検討し、安心して就学できる環境を整備します。					
⑤学校教育の展開の推進					
・ 小中学校教育の有機的連携推進と高及び大へ展開を検討します。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
＜平成 30～32 年度＞					
学校用地の引き渡しを受けた後に、本工事を行う。なお、工事にあたり施工監理を委託する。					
※ 平成29年度から基本設計、実施設計を行っている。					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災前、町内には小学校3校（女川第一小、第二小、第四小）と中学校2校（女川第一中、第二中）が存在したが、被災により第一小、第四小、第二中での授業が実施できなくなった。					
町の大半が壊滅し、仮設校舎建設場所も無い中で、取り急ぎ小学校は校舎の使用が可能であった女川第二小学校校舎に3校共存、中学校は女川第一中学校校舎に2校共存させて授業を再開した。その後、平成25年度					

に小学校、中学校を暫定的に各 1 校に統合し、女川第二小学校校舎を女川小学校、女川第一中学校校舎を女川中学校として活用した。

しかしながら、この暫定統合校は町の中心から離れた場所に位置しており、都市計画上も児童・生徒の通学上も適しているとは言えない。そのため、未来に向けた新しい女川のまちづくり及び子供達への教育環境確保のために、町のへそに小・中学校を移転することが必要な状態である。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(参考様式)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等工程表 (平成 29～32 年度)

平成 30 年 6 月現在

※本様式は 1 - 2 ①・②に記載した事業ごとに記載してください。

項目	29 年度				30 年度				31 年度				備考	
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期		
交付団体	女川町	No.	129	事業番号	A-2-1	事業名	女川小・中学校移転整備事業 (中学校武道場)				事業実施主体	女川町		
用地の造成		切土、整地			→				土地の引き渡し				都市再生区画整理事業で実施	
設計	基本設計、実施設計				→									
本工事					→				入札、契約	建設・設備工事				・ H31. 1 着工 ・ H32. 7 完成
					→					施工監理				

(注) 上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注) 同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注) 平成 24 年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式 1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等（女川町交付分）個票

平成 30 年 6 月時点

※本様式は 1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	130	事業名	女川小・中学校移転整備事業（給食調理場）	事業番号	A-2-2
交付団体	女川町		事業実施主体（直接/間接）	女川町（直接）	
総交付対象事業費	71,962（千円）		全体事業費	142,007（千円）	

事業概要

復興を通じて人口減少下であっても持続可能な町を実現しようとする本町の復興事業の象徴として、新たなコミュニティ形成を確実なものにするため、町の中心（町の「へそ」）である堀切山地区に「町の核」となる小・中学校を移転して配置するものである。

この事業により、地域の融和と児童生徒の徒歩通学を可能としながら、コンパクトシティの具現化が図られる。

なお、移転して整備する学校施設は小・中学校合築の一貫校として、児童生徒の教育環境向上に資するものとする。

本事業（A-2-2）では小・中学校共通の共同給食調理場の整備を行うものとするが、並行して複数の事業（A-1-1～A-1-4事業で小中学校の校舎及び、体育館の整備、A-2-1～A-2-6で武道場、給食調理場の整備等、◆A-1-1-1事業でピロティ等の整備）を実施することで、新しい女川小・中学校を完成させる。

今回、実勢価格の上昇による単価の増（332,600円/㎡→666,700円/㎡）が影響したことで、全体事業費を増額する。

また、第16回申請までに2,694千円（事務費加算を含む国費2,023千円）の配分を受けているが、今回、平成30年度に新たに必要となる事業費69,268千円（事務費加算を含む国費52,558千円）について申請を行うものである。

女川町復興計画

第四章 復興基本計画

5. 心豊かな人作り（人材育成）安心・安全な学校教育の確保

①学校施設の復旧・再建

- ・ 新たな土地利用の検討においては、小中学校配置計画・施設整備を併せて検討し、安心して就学できる環境を整備します。

⑤学校教育の展開の推進

- ・ 小中学校教育の有機的連携推進と高及び大へ展開を検討します。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 30～32 年度>

学校用地の引き渡しを受けた後に、本工事を行う。なお、工事にあたり施工監理を委託する。

※ 平成29年度から基本設計、実施設計を行っている。

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災前、町内には小学校3校（女川第一小、第二小、第四小）と中学校2校（女川第一中、第二中）が存在したが、被災により第一小、第四小、第二中での授業が実施できなくなった。

町の大半が壊滅し、仮設校舎建設場所も無い中で、取り急ぎ小学校は校舎の使用が可能であった女川第二小学校校舎に3校共存、中学校は女川第一中学校校舎に2校共存させて授業を再開した。その後、平成25年度に小学校、中学校を暫定的に各1校に統合し、女川第二小学校校舎を女川小学校、女川第一中学校校舎を女川中学校として活用した。

しかしながら、この暫定統合校は町の中心から離れた場所に位置しており、都市計画上も児童・生徒の通学上も適しているとは言えない。そのため、未来に向けた新しい女川のまちづくり及び子供達への教育環境確保のために、町のへそに小・中学校を移転することが必要な状態である。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(参考様式)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等工程表 (平成 29~32 年度)

平成 30 年 6 月現在

※本様式は 1-2 ①・②に記載した事業ごとに記載してください。

項目	29 年度				30 年度				31 年度				備考		
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期			
交付団体	女川町	No.	130	事業番号	A-2-2	事業名	女川小・中学校移転整備事業 (給食調理場)				事業実施主体	女川町			
用地の造成		切土、整地			→				土地の引き渡し				都市再生区画整理事業で実施		
設計	基本設計、実施設計				→										
本工事					→				入札、契約	→				建設・設備工事 施工監理	・ H31.1 着工 ・ H32.7 完成

(注) 上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注) 同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注) 平成 24 年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等（女川町交付分）個票

平成30年6月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	131	事業名	女川小・中学校移転整備事業（プール）	事業番号	A-2-3
交付団体	女川町		事業実施主体（直接/間接）	女川町（直接）	
総交付対象事業費	41,835（千円）		全体事業費	82,000（千円）	

事業概要

復興を通じて人口減少下であっても持続可能な町を実現しようとする本町の復興事業の象徴として、新たなコミュニティ形成を確実なものにするため、町の中心（町の「へそ」）である堀切山地区に「町の核」となる小・中学校を移転して配置するものである。

この事業により、地域の融和と児童生徒の徒歩通学を可能としながら、コンパクトシティの具現化が図られる。

なお、移転して整備する学校施設は小・中学校合築の一貫校として、児童生徒の教育環境向上に資するものとする。

本事業（A-2-3）では、校舎（体育館）の屋上に屋外プールの整備を行い、体育の授業や夏季休業中に使用するものとするが、並行して複数の事業（A-1-1～A-1-4事業で小中学校の校舎及び、体育館の整備、A-2-1～A-2-6で武道場、給食調理場の整備等、◆A-1-1-1事業でピロティ等の整備）を実施することで、新しい女川小・中学校を完成させる。

※予定規模：（一般型）プール（水）面積：401㎡（小学校：242㎡、中学校：159㎡）

プールサイド：387㎡（小学校：241㎡、中学校：159㎡）

更衣室：18×2=36㎡（小学校：22㎡、中学校：14㎡）

シャワー室：21㎡（小学校：13㎡、中学校：8㎡）

トイレ：8×2=16㎡（小学校：10㎡、中学校：6㎡）

機械室・倉庫・管理室：50㎡（小学校：30㎡、中学校：20㎡）

通路：13㎡（小学校8㎡、中学校5㎡）

計：924㎡（小学校：557㎡、中学校：367㎡）

小学校：事業費 49,448千円（今回申請額 24,120千円）

中学校：事業費 32,552千円（今回申請額 15,878千円）

注）上記の面積は小学校の児童数及び中学校の生徒数を用いて按分している。

<小学校児童数：199人、中学校生徒数：131人>

今回、実勢価格の上昇による単価の増（120,900円/㎡→205,000円/㎡）が影響したことで、全体事業費を増額する。

また、第16回申請までに1,837千円（事務費加算を含む国費1,226千円）の配分を受けているが、今回、平成30年度に新たに必要となる事業費39,998千円（事務費加算を含む国費26,887千円）について申請を行うものである。

※予定規模：一般型として、水面積401㎡とする。また、附属として更衣室、シャワー室、管理室と倉庫及び機械室を兼ねた室、便所を備える。

女川町復興計画

第四章 復興基本計画

5. 心豊かな人作り（人材育成）安心・安全な学校教育の確保

①学校施設の復旧・再建

- ・ 新たな土地利用の検討においては、小中学校配置計画・施設整備を併せて検討し、安心して就学できる環境を整備します。

⑤学校教育の展開の推進

- ・ 小中学校教育の有機的連携推進と高及び大へ展開を検討します。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 30~32 年度>

学校用地の引き渡しを受けた後に、本工事を行う。なお、工事にあたり施工監理を委託する。

※ 平成29年度から基本設計、実施設計を行っている。

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災前、町内には小学校3校（女川第一小、第二小、第四小）と中学校2校（女川第一中、第二中）が存在したが、被災により第一小、第四小、第二中での授業が実施できなくなった。

町の大半が壊滅し、仮設校舎建設場所も無い中で、取り急ぎ小学校は校舎の使用が可能であった女川第二小学校校舎に3校共存、中学校は女川第一中学校校舎に2校共存させて授業を再開した。その後、平成25年度に小学校、中学校を暫定的に各1校に統合し、女川第二小学校校舎を女川小学校、女川第一中学校校舎を女川中学校として活用した。

しかしながら、この暫定統合校は町の中心から離れた場所に位置しており、都市計画上も児童・生徒の通学上も適しているとは言えない。そのため、未来に向けた新しい女川のまちづくり及び子供達への教育環境確保のために、町のへそに小・中学校を移転することが必要な状態である。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(参考様式)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等工程表 (平成 29~32 年度)

平成 30 年 6 月現在

※本様式は 1-2 ①・②に記載した事業ごとに記載してください。

項目	29 年度				30 年度				31 年度				備考	
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期		
交付団体	女川町	No.	131	事業番号	A-2-3	事業名	女川小・中学校移転整備事業 (プール)				事業実施主体	女川町		
用地の造成		切土、整地			→				土地の引き渡し				都市再生区画整理事業で実施	
設計	基本設計、実施設計				→									
本工事					→				入札、契約	建設・設備工事				・ H31.1 着工 ・ H32.7 完成
					→					施工監理				

(注) 上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注) 同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注) 平成 24 年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式 1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (女川町交付分) 個票

平成 30 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	132	事業名	女川小・中学校移転整備事業 (グラウンド整備)	事業番号	A-2-4
交付団体	女川町		事業実施主体 (直接/間接)	女川町 (直接)	
総交付対象事業費	30,370 (千円)		全体事業費	60,000 (千円)	

事業概要

復興を通じて人口減少下であっても持続可能な町を実現しようとする本町の復興事業の象徴として、新たなコミュニティ形成を確実なものにするため、町の中心 (町の「へそ」) である堀切山地区に「町の核」となる小・中学校を移転して配置するものである。

この事業により、地域の融和と児童生徒の徒歩通学を可能としながら、コンパクトシティの具現化が図られる。

なお、移転して整備する学校施設は小・中学校合築の一貫校として、児童生徒の教育環境向上に資するものとする。

本事業 (A-2-4) ではグラウンドの整備 (防球フェンスの設置含む) を行うものとするが、並行して複数の事業 (A-1-1~A-1-4 事業で小中学校の校舎及び、体育館の整備、A-2-1~A-2-6 で武道場、給食調理場の整備等、◆A-1-1-1 事業でピロティ等の整備) を実施することで、新しい女川小・中学校を完成させる。

第16回申請までに1,682千円 (事務費加算を含む国費1,123千円) の配分を受けているが、今回、平成30年度に新たに必要となる事業費28,688千円 (事務費加算を含む国費19,283千円) について申請を行うものである。

女川町復興計画

第四章 復興基本計画

5. 心豊かな人作り (人材育成) 安心・安全な学校教育の確保

① 学校施設の復旧・再建

- ・ 新たな土地利用の検討においては、小中学校配置計画・施設整備を併せて検討し、安心して就学できる環境を整備します。

⑤ 学校教育の展開の推進

- ・ 小中学校教育の有機的連携推進と高及び大へ展開を検討します。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 30~32 年度>

学校用地の引き渡しを受けた後に、本工事を行う。なお、工事にあたり施工監理を委託する。

※ 平成29年度から基本設計、実施設計を行っている。

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災前、町内には小学校3校 (女川第一小、第二小、第四小) と中学校2校 (女川第一中、第二中) が存在したが、被災により第一小、第四小、第二中での授業が実施できなくなった。

町の大半が壊滅し、仮設校舎建設場所も無い中で、取り急ぎ小学校は校舎の使用が可能であった女川第二小学校校舎に3校共存、中学校は女川第一中学校校舎に2校共存させて授業を再開した。その後、平成25年度に小学校、中学校を暫定的に各1校に統合し、女川第二小学校校舎を女川小学校、女川第一中学校校舎を女川中学校として活用した。

しかしながら、この暫定統合校は町の中心から離れた場所に位置しており、都市計画上も児童・生徒の通学上も適しているとは言えない。そのため、未来に向けた新しい女川のまちづくり及び子供達への教育環境確保

のために、町のへそに小・中学校を移転することが必要な状態である。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(参考様式)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等工程表 (平成 29～32 年度)

平成 30 年 6 月現在

※本様式は 1-2 ①・②に記載した事業ごとに記載してください。

項目	29 年度				30 年度				31 年度				備考	
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期		
交付団体	女川町	No.	132	事業番号	A-2-4	事業名	女川小・中学校移転整備事業 (グラウンド整備)				事業実施主体	女川町		
用地の造成		切土、整地			→				土地の引き渡し				都市再生区画整理事業で実施	
設計	基本設計、実施設計				→									
本工事					→			入札、契約	→				建設・設備工事 施工監理	・ H31.1 着工 ・ H32.7 完成

(注) 上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注) 同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注) 平成 24 年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式 1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等（女川町交付分）個票

平成 30 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	133	事業名	女川小・中学校移転整備事業（非常用発電機）	事業番号	A-2-5
交付団体	女川町		事業実施主体（直接/間接）	女川町（直接）	
総交付対象事業費	2,001（千円）		全体事業費	4,000（千円）	
事業概要					
<p>復興を通じて人口減少下であっても持続可能な町を実現しようとする本町の復興事業の象徴として、新たなコミュニティ形成を確実なものにするため、町の中心（町の「へそ」）である堀切山地区に「町の核」となる小・中学校を移転して配置するものである。</p> <p>この事業により、地域の融和と児童生徒の徒歩通学を可能としながら、コンパクトシティの具現化が図られる。</p> <p>なお、移転して整備する学校施設は小・中学校合築の一貫校として、児童生徒の教育環境向上に資するものとする。</p> <p>本事業（A-2-5）では停電時に備えた非常用発電機の整備を行うものとするが、並行して複数の事業（A-1-1～A-1-4事業で小中学校の校舎及び、体育館の整備、A-2-1～A-2-6で武道場、給食調理場の整備等、◆A-1-1-1事業でピロティ等の整備）を実施することで、新しい女川小・中学校を完成させる。</p> <p>第16回申請までに111千円（事務費加算を含む国費74千円）の配分を受けているが、今回、平成30年度に新たに必要となる事業費1,890千円（事務費加算を含む国費1,270千円）について申請を行うものである。</p>					
女川町復興計画					
第四章 復興基本計画					
5. 心豊かな人作り（人材育成）安心・安全な学校教育の確保					
①学校施設の復旧・再建					
・ 新たな土地利用の検討においては、小中学校配置計画・施設整備を併せて検討し、安心して就学できる環境を整備します。					
⑤学校教育の展開の推進					
・ 小中学校教育の有機的連携推進と高及び大へ展開を検討します。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
＜平成 30～32 年度＞					
学校用地の引き渡しを受けた後に、本工事を行う。なお、工事にあたり施工監理を委託する。					
※ 平成29年度から基本設計、実施設計を行っている。					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災前、町内には小学校3校（女川第一小、第二小、第四小）と中学校2校（女川第一中、第二中）が存在したが、被災により第一小、第四小、第二中での授業が実施できなくなった。					
町の大半が壊滅し、仮設校舎建設場所も無い中で、取り急ぎ小学校は校舎の使用が可能であった女川第二小学校校舎に3校共存、中学校は女川第一中学校校舎に2校共存させて授業を再開した。その後、平成25年度に小学校、中学校を暫定的に各1校に統合し、女川第二小学校校舎を女川小学校、女川第一中学校校舎を女川中学校として活用した。					
しかしながら、この暫定統合校は町の中心から離れた場所に位置しており、都市計画上も児童・生徒の通学上も適しているとは言えない。そのため、未来に向けた新しい女川のまちづくり及び子供達への教育環境確保のために、町のへそに小・中学校を移転することが必要な状態である。					

--

関連する災害復旧事業の概要

--

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
------	--

事業名	
-----	--

交付団体	
------	--

基幹事業との関連性

--

(参考様式)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等工程表 (平成 29~32 年度)

平成 30 年 6 月現在

※本様式は 1-2 ①・②に記載した事業ごとに記載してください。

項目	29 年度				30 年度				31 年度				備考	
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期		
交付団体	女川町	No.	133	事業番号	A-2-5	事業名	女川小・中学校移転整備事業 (非常用発電機)				事業実施主体	女川町		
用地の造成		切土、整地			→				土地の引き渡し				都市再生区画整理事業で実施	
設計	基本設計、実施設計				→									
本工事					→				入札、契約	建設・設備工事				・ H31.1 着工 ・ H32.7 完成
					→					施工監理				

(注) 上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注) 同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注) 平成 24 年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式 1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (女川町交付分) 個票

平成 30 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	134	事業名	女川小・中学校移転整備事業 (太陽光発電)	事業番号	A-2-6
交付団体	女川町		事業実施主体 (直接/間接)	女川町 (直接)	
総交付対象事業費	35,540 (千円)		全体事業費	69,051 (千円)	

事業概要

復興を通じて人口減少下であっても持続可能な町を実現しようとする本町の復興事業の象徴として、新たなコミュニティ形成を確実なものにするため、町の中心 (町の「へそ」) である堀切山地区に「町の核」となる小・中学校を移転して配置するものである。

この事業により、地域の融和と児童生徒の徒歩通学を可能としながら、コンパクトシティの具現化が図られる。

なお、移転して整備する学校施設は小・中学校合築の一貫校として、児童生徒の教育環境向上に資するものとする。

本事業 (A-2-6) では太陽光発電装置及び電力貯蔵設備 (蓄電池) の整備を行うものとするが、並行して複数の事業 (A-1-1~A-1-4 事業で小中学校の校舎及び、体育館の整備、A-2-1~A-2-6 で武道場、給食調理場の整備等、◆A-1-1-1 事業でピロティ等の整備) を実施することで、新しい女川小・中学校を完成させる。

今回、発電装置の実勢価格減少による単価の減 (一式 69,075 千円→59,051 千円) となったことで、全体事業費を減額する。なお、蓄電池については補助上限のため全体事業費には影響しない。

また、第 16 回申請までに 2,222 千円 (事務費加算を含む国費 1,669 千円) の配分を受けているが、今回、平成 30 年度に新たに必要となる事業費 33,318 千円 (事務費加算を含む国費 25,280 千円) について申請を行うものである。

女川町復興計画

第四章 復興基本計画

5. 心豊かな人作り (人材育成) 安心・安全な学校教育の確保

① 学校施設の復旧・再建

- ・ 新たな土地利用の検討においては、小中学校配置計画・施設整備を併せて検討し、安心して就学できる環境を整備します。

⑤ 学校教育の展開の推進

- ・ 小中学校教育の有機的連携推進と高及び大へ展開を検討します。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 30~32 年度>

学校用地の引き渡しを受けた後に、本工事を行う。なお、工事にあたり施工監理を委託する。

※ 平成 29 年度から基本設計、実施設計を行っている。

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災前、町内には小学校 3 校 (女川第一小、第二小、第四小) と中学校 2 校 (女川第一中、第二中) が存在したが、被災により第一小、第四小、第二中での授業が実施できなくなった。

町の大半が壊滅し、仮設校舎建設場所も無い中で、取り急ぎ小学校は校舎の使用が可能であった女川第二小学校校舎に 3 校共存、中学校は女川第一中学校校舎に 2 校共存させて授業を再開した。その後、平成 25 年度に小学校、中学校を暫定的に各 1 校に統合し、女川第二小学校校舎を女川小学校、女川第一中学校校舎を女川

中学校として活用した。

しかしながら、この暫定統合校は町の中心から離れた場所に位置しており、都市計画上も児童・生徒の通学上も適しているとは言えない。そのため、未来に向けた新しい女川のまちづくり及び子供達への教育環境確保のために、町のへそに小・中学校を移転することが必要な状態である。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(参考様式)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等工程表 (平成 29~32 年度)

平成 30 年 6 月現在

※本様式は 1-2 ①・②に記載した事業ごとに記載してください。

項目	29 年度				30 年度				31 年度				備考
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	
交付団体	女川町	No.	134	事業番号	A-2-6	事業名	女川小・中学校移転整備事業 (太陽光発電)				事業実施主体	女川町	
用地の造成		切土、整地				土地の引き渡し							都市再生区画整理事業で実施
設計	基本設計、実施設計												
本工事						入札、契約			建設・設備工事				・ H31.1 着工 ・ H32.7 完成
								施工監理					

(注) 上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注) 同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注) 平成 24 年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式 1-3)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等（女川町交付分）個票

平成 30 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	135	事業名	女川小・中学校移転整備事業（ピロティ等）	事業番号	◆A-1-1-1
交付団体		女川町	事業実施主体（直接/間接）	女川町（直接）	
総交付対象事業費		240,166（千円）	全体事業費	447,540（千円）	
事業概要					
<p>復興を通じて人口減少下であっても持続可能な町を実現しようとする本町の復興事業の象徴として、新たなコミュニティ形成を確実なものにするため、町の中心（町の「へそ」）である堀切山地区に「町の核」となる小・中学校を移転して配置するものである。</p> <p>この事業により、地域の融和と児童生徒の徒歩通学を可能としながら、コンパクトシティの具現化が図られる。</p> <p>なお、移転して整備する学校施設は小・中学校合築の一貫校として、児童生徒の教育環境向上に資するものとする。</p> <p>本事業（◆A-1-1-1）ではピロティの整備や外構等に係る設計を行うものとするが、並行して複数の事業（A-1-1～A-1-4事業で小中学校の校舎及び、体育館の整備、A-2-1～A-2-6で武道場、給食調理場の整備等、◆A-1-1-1事業でピロティ等の整備）を実施することで、新しい女川小・中学校を完成させる。</p> <p>今回、実勢価格の減少による事業費の減（盛土：47,332,380円→6,825,908円、地盤改良：542,409,163円→475,851,159円、スプリンクラー：27,625,755円→8,341,327円）となる部分もあるが、実勢価格の上昇による単価の増（ピロティ：389,756,382円→412,759,434円、外構：171,107,342円→223,314,159円）となる部分もある。本事業では、ピロティのみ工事費まで申請対象としており、それ以外は設計費及び施工監理費のみを申請対象としている関係で、全体事業費を増額する。</p> <p>また、第16回申請までに36,801千円（国費29,440千円）の配分を受けているが、今回、平成30年度に新たに必要となる事業費203,365千円（国費162,692千円）について申請を行うものである。</p>					
女川町復興計画					
第四章 復興基本計画					
5. 心豊かな人作り（人材育成）安心・安全な学校教育の確保					
①学校施設の復旧・再建					
・ 新たな土地利用の検討においては、小中学校配置計画・施設整備を併せて検討し、安心して就学できる環境を整備します。					
⑤学校教育の展開の推進					
・ 小中学校教育の有機的連携推進と高及び大へ展開を検討します。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 30～32 年度>					
学校用地の引き渡しを受けた後に、本工事を行う。なお、工事にあたり施工監理を委託する。					
※ 平成29年度から基本設計、実施設計を行っている。					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災前、町内には小学校3校（女川第一小、第二小、第四小）と中学校2校（女川第一中、第二中）が存在したが、被災により第一小、第四小、第二中での授業が実施できなくなった。					
町の大半が壊滅し、仮設校舎建設場所も無い中で、取り急ぎ小学校は校舎の使用が可能であった女川第二小学校校舎に3校共存、中学校は女川第一中学校校舎に2校共存させて授業を再開した。その後、平成25年度					

に小学校、中学校を暫定的に各1校に統合し、女川第二小学校校舎を女川小学校、女川第一中学校校舎を女川中学校として活用した。

しかしながら、この暫定統合校は町の中心から離れた場所に位置しており、都市計画上も児童・生徒の通学上も適しているとは言えない。そのため、未来に向けた新しい女川のまちづくり及び子供達への教育環境確保のために、町のへそに小・中学校を移転することが必要な状態である。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	A-1-1
事業名	女川小・中学校移転整備事業（小学校校舎）
交付団体	女川町

基幹事業との関連性

A-1-1女川町小・中学校移転整備事業（小学校校舎）等において学校施設を整備するにあたり、1階部分にピロティの整備を行うものである。ピロティは駐車スペースとして活用する。

また、用地が住宅建設向けの地盤であることから、学校建設のために必須の地盤改良工事、盛土を行うほか、外構整備や近隣対策としてスプリンクラーの設置が必要であり、そのための工事費、施工監理費を申請する。

(参考様式)

女川町復興交付金事業計画 復興交付金事業等工程表 (平成 29~32 年度)

平成 30 年 6 月現在

※本様式は 1-2 ①・②に記載した事業ごとに記載してください。

項目	29 年度				30 年度				31 年度				備考		
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期			
交付団体	女川町	No.	136	事業番号	◆A-1-1-1	事業名	女川小・中学校移転整備事業 (ピロティ等)				事業実施主体	女川町			
用地の造成		切土、整地			→				土地の引き渡し				都市再生区画整理事業で実施		
設計	基本設計、実施設計				→										
本工事					→				入札、契約	→				建設・設備工事 施工監理	・ H31.1 着工 ・ H32.7 完成

(注) 上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注) 同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注) 平成 24 年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

133	A - 2 - 5	女川小・中学校移転整備事業(非常用発電機)	堀切山地区	町	町	直接	1/3	(0)	(0)	(0)			事務費の上乗せ(1%分) $30,743,468 \times 4,000,000 / 30,743,468 = 4,000,000$ $4,000,000 + 4,000,000 \times 1/3 + 0.01 = 4,013,333 \approx 4,013,000$ $4,013,000 - 111,000 = 3,902,000$ 建設分 $3,371,000 \times$ 前金払率 $0.5 +$ 監理分 $531,000 \times$ 前金払率 $0.4 \approx 1,897,000$ $1,897,000 \times 1/3 = 632,333 \approx 632,000$ $632,000 \times 1.01 = 638,320 \approx 638,000$ $(1,897,000 - 632,000) / 2 = 632,500 \approx 632,000$ $638,000 + 632,000 = 1,270,000$
								<1,890>	<1,890>	<1,270>			
134	A - 2 - 6	女川小・中学校移転整備事業(太陽光発電)	堀切山地区	町	町	直接	1/2	(0)	(0)	(0)			事務費の上乗せ(1%分) $76,752,452 \times 69,051,862 / 76,752,452 = 69,051,862 \approx 69,051,000$ $69,051,000 + 69,051,000 \times 1/2 + 0.01 = 69,396,255 \approx 69,396,000$ $69,396,000 - 2,222,000 = 67,174,000$ 建設分 $66,156,000 \times$ 前金払率 $0.5 +$ 監理分 $1,018,000 \times$ 前金払率 $0.4 \approx 33,485,000$ $33,485,000 \times 1/2 = 16,742,500 \approx 16,742,000$ $16,742,000 \times 1.01 = 16,909,420 \approx 16,909,000$ $(33,485,000 - 16,742,000) / 2 \approx 8,371,500 \approx 8,371,000$ $16,909,000 + 8,371,000 = 25,280,000$
								<33,318>	<33,318>	<25,280>			
135	◆ A - 1 - 1 - 1	女川小・中学校移転整備事業(ピロティ等)	堀切山地区	町	町	直接	4/5	(0)	(0)	(0)			
								203,365	203,365	162,692			
								<203,365>	<203,365>	<162,692>			
						合計額		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
								2,076,743	2,076,743	1,573,382	0	0	
								<2,076,743>	<2,076,743>	<1,573,382>	<0>	<0>	

都道府県名	宮城県	担当部局名	復興推進課復興調整係	担当者氏名	係長 佐藤 拓也
市町村名	女川町	電話番号	0225-54-3131	メールアドレス	fukko3@town.onagawa.miyagi.jp

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)

(注4)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合、(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に制度要綱第1の7の④に該当した場合に記載する。

(注6)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。